

川崎市公告第739号

入 札 公 告

令和7年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 一般競争入札に関する事項

- (1) 件 名 令和7年度川崎市中部地域支援室福祉車両の賃貸借及び保守
- (2) 履行場所 川崎市中原区井田3丁目16番1号
- (3) 履行期限 令和8年1月15日から令和15年1月14日まで
- (4) 概 要 福祉車両（詳細仕様書によります。）1台の賃貸借及び保守

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に関する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請をおこなっており、令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「車両」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- (4) この物品について、本市又は日本国内において類似の契約実績があること。
- (5) この物品を契約締結後、確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書等の配布、提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0035

川崎市中原区井田3丁目16番1号 中部リハビリテーションセンター 2階

健康福祉局中部地域支援室

電話番号 044-750-0686

FAX 044-750-0671

電子メール 40rityubu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年3月25日（火）から令和7年4月1日（火）午後5時まで

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)の契約実績を証する書類(契約書等の写し)

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書の交付

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和7年4月3日（木）までに送付します。

(2) 入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、無償で入札説明書を交付します。

5 仕様に関する問合せ先等

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和7年3月26日（水）から令和7年4月1日（火）午後4時まで

(3) 質問の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の原田あて連絡してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 40rityubu@city.kawasaki.jp

FAX 044-750-0671

(5) 回答方法

令和7年4月3日（木）までに、文書（電子メールまたはFAX）にて競争入札参加者全員に送付いたします。

6 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年4月14日（月）14時00分

イ 入札場所

川崎市中原区井田3丁目16番1号

中部リハビリテーションセンター2階 共用会議室1・2

(3) 入札保証金

免除

(4) 入札金額

入札は総価で行います。

(5) 開札の日時 8(2)アと同じ

(6) 開札の場所 8(2)イと同じ

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。